

「(仮称)相模湖系導水路(川井接合井から西谷浄水場)
改良事業に伴うDBアドバイザー業務委託」
契約結果

(仮称)相模湖系導水路(川井接合井から西谷浄水場)改良事業に伴うDBアドバイザー業務委託について、公募型プロポーザル方式で受託候補者の選定を実施した結果、次のとおり受託者を決定しました。

- 1 件名 (仮称)相模湖系導水路(川井接合井から西谷浄水場)改良事業に伴うDBアドバイザー業務委託
- 2 委託内容 (仮称)相模湖系導水路(川井接合井から西谷浄水場)改良事業におけるDB方式導入に関わる各種支援
- 3 契約の相手方 建設技術研究所・東京設計事務所設計共同企業体
- 4 契約金額 22,957,000円
- 5 契約日 令和2年2月25日
- 6 評価結果 次表のとおり

提案者	評価点数	順位
建設技術研究所・東京設計事務所 設計共同企業体	758点	1

7 評価基準、評価委員会の開催経過

- (1) 評価基準
別紙のとおり
- (2) 評価委員会の開催経過
第1回評価委員会(委員9人中8人出席、充足率88%)
 - ア 開催日時
令和2年1月10日(金) 10時00分~11時30分
 - イ 開催場所
日土地山下町ビル10階 大会議室
 - ウ 実施内容
 - (ア) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認(プロポーザル実施取扱要綱第15条3項)
 - (イ) 提案者へのヒアリング
 - (ウ) 各評価委員による各提案者の採点(プロポーザル実施取扱要綱第15条2項、3項)
 - (エ) 採点結果の確認(プロポーザル実施取扱要綱第15条4項)
 - (オ) 提案者の順位の決定(プロポーザル実施取扱要綱第15条5項)

- 8 お問い合わせ先
横浜市水道局施設部建設課
電話:045-331-5560
FAX:045-332-1494

提案書評価基準

表-1 基本的な評価事項

評価項目	配点	評価	加重倍率	評価点	評価の着眼点
1 提案内容に関する評価（様式2、3）					
① 本業務の実施方針及び実施計画	5		×3		本業務の目的、内容が的確に理解された実施方針となっており、必要な項目、業務工程等を網羅した妥当な実施計画となっているか
② 本業務遂行上の重要事項や留意事項の抽出と解決策に関する提案	5		×3		本業務遂行上の重要事項、留意事項（適切な予定価格・事業スケジュールの設定、その他）が適切に抽出され、それに対する解決策が具体的で現実的であるか
③ 事業実施上の重要事項や留意事項の抽出と解決策に関する提案	5		×3		事業実施上の重要事項、留意事項（リスク分担の設定、設計変更への対応、モニタリング、その他）が適切に抽出され、それに対する解決策が具体的で現実的であるか
④ 民間事業者が有する優れた技術力やノウハウを引き出す提案	5		×3		民間事業者が最大限に技術力やノウハウを提案できるように、要求水準書及び落札者決定基準等の資料作成、並びに質問受付・回答等の事業者対応等についてどのような工夫がなされるか
2 当該業務の実施体制に関する評価（様式4～6）					
① 本業務の実施体制	5		×2		本業務を確実かつ効果的に遂行できる体制が整っており、業務進捗等に応じて、会社として配置予定者を支える体制があるか
② 配置予定者の業務実績					
責任者1) 管理技術者	5		×2		平成16年4月1日以降に完了した水道又は下水道施設の新設、増設又は改造における発注支援業務（例：PFI、DBO、DB等に関わるアドバイザー）の実績を有しているか
責任者2) 照査技術者	5		×1		
担当者	5		×1		
3 ワークライフバランスの取組に関する評価（様式7）					
① 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	1		×1		左記計画を策定し、労働局に届出ているか（特定共同企業体の場合、構成員のうち、いずれか1者が評価の対象となる。）
② 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	1		×1		左記計画を策定し、労働局に届出ているか（特定共同企業体の場合、構成員のうち、いずれか1者が評価の対象となる。）
③ 次世代育成支援対策推進法による認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）、または、よこはまグッドバランス賞の認定	1		×1		左記認定のいずれか1つ以上を取得しているか（特定共同企業体の場合、構成員のうち、いずれか1者が評価の対象となる。）
④ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール）	1		×1		左記認定を取得しているか（特定共同企業体の場合、構成員のうち、いずれか1者が評価の対象となる。）

評価項目	配点	評価	加重倍率	評価点	評価の着眼点
4 ヒアリングに関する評価					
① 取組意欲	5		× 1		会社、配置予定者の取組意欲はあるか
② プレゼンテーション能力	5		× 1		論理的で分かりやすい説明がなされているか
③ コミュニケーション能力	5		× 2		的確な受け答え、質疑応答がなされているか
合 計 点					

【評価方法】

- (1) 各評価項目について、A B Cの3段階評価とする。
- (2) 評価はAを5点、Bを3点、Cを0点とする。（ただし、3 ワークライフバランスの取組に関する評価については、Aを1点、Cを0点とする。）
- (3) 加重倍率に記載のある項目は、点数を倍にして評価点とする。
- (4) 各評価委員の評価点の合計が最も高かった提案者を受託候補者として特定する。
- (5) 評価点が同点になった場合は、評価委員会に出席した委員長を除く委員の過半数の賛成により決定する。賛成同数の場合は、委員長の決するところによる。

表-2 評価の視点

評価項目		評価の着眼点	評価		
			A	B	C
本業務の実施方針及び実施計画		本業務の目的、内容が的確に理解された実施方針となっており、必要な項目、業務工程等を網羅した妥当な実施計画となっているか	本業務の目的、内容が的確に理解された実施方針であり、必要な項目、業務工程等を網羅した妥当な実施計画である	A C以外	本業務の目的、内容への理解が乏しい実施方針であり、必要な項目、業務工程等を網羅した妥当な実施計画でない
本業務遂行上の重要事項や留意事項の抽出と解決策に関する提案		本業務遂行上の重要事項、留意事項（適切な予定価格・事業スケジュールの設定、その他）が適切に抽出され、それに対する解決策が具体的で現実的であるか	委託業務遂行上の重要事項や留意事項の抽出が適切であり、その解決策が具体的で現実的である	A C以外	委託業務遂行上の重要事項や留意事項の抽出が不適切である
事業実施上の重要事項や留意事項の抽出と解決策に関する提案		事業実施上の重要事項、留意事項（リスク分担の設定、設計変更への対応、モニタリング、その他）が適切に抽出され、それに対する解決策が具体的で現実的であるか	事業実施上の重要事項や留意事項の抽出が適切であり、その解決策が具体的で現実的である	A C以外	事業実施上の重要事項や留意事項の抽出が不適切である
民間事業者が有する優れた技術力やノウハウを引き出す提案		民間事業者が最大限に技術力やノウハウを提案できるように、要求水準書及び落札者決定基準等の資料作成、並びに質問受付・回答等の事業者対応等についてどのような工夫がなされるか	要求水準書及び落札者決定基準等の資料作成、並びに質問受付・回答等の事業者対応等に、民間事業者が最大限に技術力やノウハウを提案できるような工夫がみられ、現実的な提案である	A C以外	要求水準書及び落札者決定基準等の資料作成、並びに質問受付・回答等の事業者対応等に、民間事業者が最大限に技術力やノウハウを提案できるような工夫がみられない
本業務の実施体制		本業務を確実かつ効果的に遂行できる体制が整っており、業務進捗等に応じて、会社として配置予定者を支える体制があるか	業務遂行上、役割に応じた必要な人員が配置されており、業務進捗等に応じて、会社として配置予定者を支える体制（フォローアップ・バックアップ体制）が整っている	A C以外	業務遂行上、役割に応じた必要な人員が配置されておらず、業務進捗等に応じて、会社として配置予定者を支える体制（フォローアップ・バックアップ体制）が整っていない
配置予定者の業務実績	責任者1) 管理技術者	平成16年4月1日以降に完了した水道又は下水道施設の新設、増設又は改造における発注支援業務（例：PFI、DBO、DB等）に関するアドバイザー）の実績を有しているか	平成16年4月1日以降に完了した水道施設（管路を含む）の新設、増設又は改造において、発注支援業務（例：PFI、DBO、DB等）に関するアドバイザー）の実績を有している	平成16年4月1日以降に完了した下水道施設（管路に限る）の新設において、発注支援業務（例：PFI、DBO、DB等）に関するアドバイザー）の実績を有している	平成16年4月1日以降に完了した水道施設（管路を含む）又は下水道施設（管路に限る）のいずれについても、新設、増設又は改造において、発注支援業務（例：PFI、DBO、DB等）に関するアドバイザー）の実績を有していない
	責任者2) 照査技術者				
	担当者				

評価項目		評価の着眼点	評価		
			A	B	C
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定		左記計画を策定し、労働局に届出ているか（特定共同企業体の場合、構成員のうち、いずれか1者が評価の対象となる。）	【単体企業の場合】 左記計画を策定し、労働局に届出ている（従業員101人未満の場合のみ加算） 【特定共同企業体の場合】 従業員101人未満の構成員のうちいずれか1者が左記計画を策定し、労働局に届出ている	—	【単体企業の場合】 左記計画を策定していない、又は策定しているが従業員101人以上 【特定共同企業体の場合】 全ての構成員が左記計画を策定していない、又は策定しているが従業員101人以上
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定		左記計画を策定し、労働局に届出ているか（特定共同企業体の場合、構成員のうち、いずれか1者が評価の対象となる。）	【単体企業の場合】 左記計画を策定し、労働局に届出ている（従業員301人未満の場合のみ加算） 【特定共同企業体の場合】 従業員301人未満の構成員のうちいずれか1者が左記計画を策定し、労働局に届出ている	—	【単体企業の場合】 左記計画を策定していない、又は策定しているが従業員301人以上 【特定共同企業体の場合】 全ての構成員が左記計画を策定していない、又は策定しているが従業員301人以上
次世代育成支援対策推進法による認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）、または、よこはまグッドバランス賞の認定		左記認定のいずれか1つ以上を取得しているか（特定共同企業体の場合、構成員のうち、いずれか1者が評価の対象となる。）	【単体企業の場合】 左記認定のいずれか1つ以上を取得している 【特定共同企業体の場合】 構成員のうちいずれか1者が左記認定のいずれか1つ以上を取得している	—	【単体企業の場合】 左記認定のいずれも取得していない 【特定共同企業体の場合】 全ての構成員が左記認定のいずれも取得していない
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール）		左記認定を取得しているか（特定共同企業体の場合、構成員のうち、いずれか1者が評価の対象となる。）	【単体企業の場合】 左記認定を取得している 【特定共同企業体の場合】 構成員のうちいずれか1者が左記認定を取得している	—	【単体企業の場合】 左記認定を取得していない 【特定共同企業体の場合】 全ての構成員が左記認定を取得していない
ヒアリング	取組意欲	会社、配置予定者の取組意欲はあるか	非常に意欲的である	AC以外	十分な意欲が感じられない
	プレゼンテーション能力	論理的で分かりやすい説明がなされているか	説明が論理的で非常に分かりやすい	AC以外	説明に論理性・分かりやすさが欠ける
	コミュニケーション能力	的確な受け答え、質疑応答がなされているか	受け答えが非常に的確である	AC以外	的確でない受け答えが多い